



○建設省告示第六百六十八号
江別都市計画用途地域及び同居住居専用地区を同用途地域に改め、及び同用途地域(用途地域、住居専用地区)を次のように変更する。ただし、その効力は、昭和四十年七月二十二日から生ずるものとする。

その関係図書は、北海道庁及び江別市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和四十年七月二日
(次のよう)は省略)

建設大臣 瀬戸山三男

○建設省告示第六百六十九号
札幌都市計画街路を次のように変更し、追加し、及び廃止し、並びに同街路事業及びその執行年度割を次のように決定する。

その関係図書は、北海道庁及び札幌市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和四十年七月二日
(次のよう)は省略)

建設大臣 瀬戸山三男

○建設省告示第六百七十号
小樽都市計画公園を次のように追加する。

その関係図書は、北海道庁及び小樽市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和四十年七月二日
(次のよう)は省略)

建設大臣 瀬戸山三男

○建設省告示第六百七十一号
岩見沢都市計画街路を次のように変更し、並びに同街路事業及びその執行年度割を次のように決定する。

その関係図書は、北海道庁及び岩見沢市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和四十年七月二日
(次のよう)は省略)

建設大臣 瀬戸山三男

○建設省告示第六百七十二号
札幌都市計画用途地域を次のように変更する。ただし、その効力は、昭和四十年七月二十二日から生ずるものとする。

その関係図書は、北海道庁及び札幌市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和四十年七月二日
(次のよう)は省略)

建設大臣 瀬戸山三男

○建設省告示第六百七十三号
遠軽都市計画公園を次のように変更する。

その関係図書は、北海道庁及び遠軽町役場に備え置いて縦覧に供する。

昭和四十年七月二日
(次のよう)は省略)

建設大臣 瀬戸山三男

○建設省告示第六百七十四号
小樽都市計画街路を次のように追加する。

その関係図書は、北海道庁及び小樽市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和四十年七月二日
(次のよう)は省略)

建設大臣 瀬戸山三男

○建設省告示第六百七十五号
室蘭都市計画守新住宅市街地開発事業を施行すべきことについての都市計画並びに同新住宅市街地開発事業についての都市計画事業及びその執行年度割を次のように決定する。なお、本報表は、室

その関係図書は、北海道庁及び室蘭市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和四十年七月二日
(次のよう)は省略)

建設大臣 瀬戸山三男

○建設省告示第六百七十六号
小樽都市計画用途地域を次のように変更する。ただし、その効力は、昭和四十年七月二十二日から生ずるものとする。

その関係図書は、北海道庁及び小樽市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和四十年七月二日
(次のよう)は省略)

建設大臣 瀬戸山三男

○建設省告示第六百七十七号
稚内都市計画公園並びに昭和三十六年建設省告示第六百八十一号同公園事業及びその執行年度割を次のように変更する。

その関係図書は、北海道庁及び稚内市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和四十年七月二日
(次のよう)は省略)

建設大臣 瀬戸山三男

○建設省告示第六百七十八号
三笠都市計画公園を次のように追加する。

その関係図書は、北海道庁及び三笠市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和四十年七月二日
(次のよう)は省略)

建設大臣 瀬戸山三男

○建設省告示第六百七十九号
札幌都市計画公園事業及びその執行年度割を次のように決定する。

その関係図書は、北海道庁及び札幌市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和四十年七月二日
(次のよう)は省略)

建設大臣 瀬戸山三男

○建設省告示第六百八十号
室蘭都市計画公園事業及びその執行年度割を次のように決定する。

その関係図書は、北海道庁及び室蘭市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和四十年七月二日
(次のよう)は省略)

建設大臣 瀬戸山三男

○建設省告示第六百八十一号
釧路都市計画下水道並びに昭和三十九年建設省告示第五百四十六号同下水道事業及びその執行年度割を次のように変更する。

その関係図書は、北海道庁及び釧路市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和四十年七月二日
(次のよう)は省略)

建設大臣 瀬戸山三男

○建設省告示第六百八十二号
札幌都市計画日の丸土地地区調整事業を施行すべき区域を次のように決定する。

その関係図書は、北海道庁及び札幌市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和四十年七月二日
(次のよう)は省略)

建設大臣 瀬戸山三男

○建設省告示第六百八十三号
札幌都市計画雁来土地地区調整事業を施行すべき区域を次のように決定する。

その関係図書は、北海道庁及び札幌市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和四十年七月二日
(次のよう)は省略)

建設大臣 瀬戸山三男

○建設省告示第六百八十四号
札幌都市計画雁来土地地区調整事業を施行すべき区域を次のように決定する。

その関係図書は、北海道庁及び札幌市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和四十年七月二日
(次のよう)は省略)

建設大臣 瀬戸山三男



1	2	環状通					
		北15条西4丁目 12番地先	北17条西1丁目 21の620番地先	白石町米里 81の7番地	36	約23790 25170	変更
ただし		白石町北郷 5013番地先	白石町中央 463の4番地先		43	約440	近接するもの 付34メートル
		白石町南郷 445の7番地先	東札幌469の1番地先		43	約440	千代田との立体 交差の距離が 34メートル
		平岸494番地先	平岸512番地先		27	約300	
		平岸512番地先	平岸530番地先		33.50	約400	千代田との立体 交差の距離が 34.50メートル
		平岸530番地先	中の島299番地先		27	約680	
		中の島299番地先	中の島144番地先		15	約260	
		中の島144番地先	中の島130番地先		11	約150	
		中の島130番地先	中の島108番地先		6.5	約100	
		中の島108番地先	琴似町宮の森 72番地先		27	約5680	
		北20条西17丁目 33の1番地先	北17条西1丁目 21の620番地先		27	約2040 23010	

写

